



コーポレートガバナンス・ガイドライン

フィールズ株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 このガイドラインは、当社のコーポレート・ガバナンスにおける基本的な事項を定め、すべてのステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを目的とする。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

第2条 当社は、企業理念である「すべての人に最高の余暇を」提供することを使命とし、企業価値を継続的に高めていくことを経営の基本方針とする。

この基本方針を実現するために、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが、当社の重要な経営課題の一つであるとする。

コーポレート・ガバナンス体制強化については取締役会、監査役会、会計監査人および執行役員会という枠組みの中で経営機構や制度の改革を進める。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、すべての株主に対して持分に応じて平等に扱い、また、株主間で情報格差が生じないように適時適切に情報開示を行い、株主の権利を確保する。

(株主総会)

第4条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、発送日前までに当社ウェブサイト上に招集通知を掲載する。

2. 当社は、議決権電子行使プラットフォームを利用するなど、株主総会に出席しない株主を含むすべての株主が適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。

3. 当社は、言語による情報格差が生じないように、招集通知の要旨を英訳し当社ウェブサイト上に掲載する。

4. 当社は、株主総会を株主との重要な対話の場と捉え、開催日程の適切な設定を行う。

5. 当社は、株主総会において可決には至ったものの、20%以上の反対票が投じられた会社提案

議案があった場合、取締役会において、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、対応の可否を検討する。

(資本政策に関する基本方針)

第5条 当社は、成長性を重視し、内部留保を活用した積極的な投資を優先することで、株主価値を高めることによって株主に報いることができると考え、資本政策の基本的な方針として、配当性を20%以上とする。また、詳細な配当政策については、有価証券報告書等に開示を行う。

(関連当事者取引等の実施に対する基本方針)

第6条 当社は、関連当事者取引等の実施について、その取引が当社グループの経営の健全性を損なわないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また、取引条件は他の外部取引と比較して妥当であるか等に特に留意し決定する。

(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第7条 当社は、事業上の関係を維持・強化することを目的に、政策保有株式として上場株式を保有することがある。

2. 政策保有株式について、事業上の関係を維持・強化することによるリターンと、株価下落等によるリスクを中長期的な観点で検証し、取締役会にて売却を含めて保有継続の可否を判断する。

3. 政策保有株式の議決権について、当社の中長期的な企業価値向上に資することを前提とし、当社との利益相反、株主価値の毀損等の可能性を検証し、提案された議案への賛否を決定する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(倫理基準および利益相反)

第8条 当社は、取締役、執行役員および従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、企業行動規範を定める。

2. 取締役は、利益相反に係る事案が生じる場合、速やかに取締役会に報告し取締役会の承認を得なければならない。

(ステークホルダーとの関係)

第9条 取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会およびその他の様々なステークホルダ

一の利益を考慮する。

2. 当社は、当社の従業員等が当社における違法または非倫理的な慣行についての懸念を取締役に伝えることができ、これによって当社から不利益な取扱いを受けることがない旨を就業規則その他の関係する社内規程に明記する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示)

- 第10条 当社は、企業理念に基づきIRポリシーを定めるとともに、株主・投資家などのすべてのステークホルダーに対して、適時性、公平性、正確性および継続性に配慮した情報開示に努め、より多くのステークホルダーとの信頼関係の構築を目指す。
2. 当社は、情報提供において、金融商品取引法等の諸法令および当社が株式上場している東京証券取引所の定める適時開示に関する規則を遵守する。
 3. 当社は、法令・規則に基づく開示以外の情報提供についても、適時性、公平性、正確性および継続性を重視し、さらなる企業活動の理解促進に向けて積極的な開示を実施する。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割)

- 第11条 取締役会は、株主からの委託を受け、すべての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、これを通じて、当社の持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を図る責任を負う。
2. 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性および透明性を確保する。また、経営陣の指名、評価およびその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価およびその対応の策定ならびに当社の重要な業務執行の決定等を通じて最善の意思決定を行う。

(社外取締役の役割)

- 第12条 社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略や経営計画に照らして、当社の経営の成果および経営陣のパフォーマンスを随時検証および評価し、株主共同の利益の観点から、経営陣に経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することをその主たる役割の一つとする。

(取締役会議長)

第13条 取締役会議長は、すべての議案の審議に十分な時間を確保し、議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮する。

(取締役会の構成)

第14条 取締役会は、15名以内で構成し独立社外取締役を置くものとする。

2. 取締役会は、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスおよび多様性を考慮し、取締役候補者を決定する。

(取締役の資格および指名手続)

第15条 取締役候補者は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することができる者
 - (2) 優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者
 - (3) 取締役の職務を遂行するため必要な時間を確保できる者
 - (4) 法令で求められる取締役の適格要件を満たす者
2. 独立社外取締役候補者は、前項に加え、当社と重大な利害関係がなく、当社が定める独立社外取締役の独立性に関する基準を満たすとともに、以下のいずれかの要件を満たす者とする。
 - (1) 経営者としての豊富な経験を有する者
 - (2) 法律もしくは会計、財務等の職業的専門家としての地位に就いている者
 3. 取締役会は、本条を踏まえ公正、透明かつ厳格な審査を経た上で、取締役候補者を決定する。

(監査役の資格および指名手続)

第16条 監査役候補者は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することができる者
 - (2) 優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者
 - (3) 監査役の職務を遂行するため必要な時間を確保できる者
 - (4) 法令で求められる監査役の適格要件を満たす者
2. 監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者とする。
 3. 監査役候補者の選任にあたっては、監査役会の同意を得ることとする。
 4. 取締役会は、本条を踏まえ公正、透明かつ厳格な審査を経た上で、監査役候補者を決定する。

(社外役員の兼任)

第17条 当社は、社外取締役および社外監査役が当社以外の役員等を兼任する場合、当社の職務に必

要な時間を確保できる合理的な範囲に限るものとし、その主な兼任状況について株主総会招集通知の事業報告にて開示する。

(取締役の責務)

第18条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、取締役会において積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。

2. 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし取締役としての職務を遂行する。

3. 取締役は、就任するにあたり、関連する法令ならびに定款、取締役会規程およびその他の社内規程を把握し、その職責を十分に理解しなければならない。

(取締役および監査役の研修)

第19条 当社は、積極的に取締役および監査役に対し、関連する法令やコーポレート・ガバナンス、その他必要な情報や専門家による研修等の機会を提供する。

2. 取締役および監査役は、その役割を果たすために当社の財務状態や、関連する法令、コーポレート・ガバナンス、その他必要な事項に関して常に能動的に情報の収集に努める。

(社外取締役および監査役への支援体制等)

第20条 当社は、社外取締役および監査役は必要に応じいつでも、社内取締役、執行役員および従業員に対して説明、報告または社内資料の提出等を求めることができることとする。

2. 当社は、社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員および予算を付与する。

3. 当社は、監査役会および各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員および予算を付与する。

(取締役会の実効性評価)

第21条 取締役会は、各役員による自己評価や、代表取締役が随時実施する各取締役との面談等による意見聴取の結果を踏まえ、グループ全体の事業およびコーポレート・ガバナンス体制における取締役会の実効性について分析および評価を行う。また、当社は、その結果の概要を開示する。

(取締役の報酬等)

第22条 当社は、取締役の報酬等を取締役報酬規程に基づき決定する。

2. 当社は、業務執行取締役の報酬等を、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対しての成果を踏まえ、適切かつ公正に決定する。

3. 当社は、社外取締役の報酬等を、各社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責を踏まえ、適切かつ公正に決定する。
4. 当社は、取締役に対して支払われた報酬等の額について適切な方法により開示する。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第23条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主や投資家との直接的なコミュニケーションを重視する。

2. 取締役およびIR担当役員等は、決算説明会、個人投資家向け会社説明会等に登壇し、自ら経営方針等を分かりやすい形で明確に説明する。
3. 当社は、国内外での株主や投資家からの取材において、合理的な範囲で代表取締役社長が積極的に対応し建設的な対話を実施する。
4. 当社は、株主間において情報格差が生じないように十分留意する。
5. 当社は、対話において把握された株主や投資家の意見や懸念について、取締役会や執行役員会等で報告を行うとともに、広く社内にも情報共有を図り、経営や企業価値の向上に役立てる。

附 則

(ガイドラインの改正)

第24条 このガイドラインの改正は、取締役会決議による。

(実施期日)

第25条 このガイドラインは、平成27年12月18日より実施する。